平成３０年（フ）第１８３号
京都市北区上賀茂中大路町３番地１　マンション馨208号
債務者　大石　久人
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８号
京都府亀岡市大井町かすみケ丘７番12号
債務者　藤井　　初
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第８号
京都府舞鶴市行永東町37番地６－302号
債務者　澤　　二郎
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成３０年（フ）第１２９号
大阪府河内長野市大矢船中町３番４号　（２Ｆ）、前住所大阪府河内長野市大矢船西町２番５　713号
債務者　上嶋　大輔
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４２号
堺市南区桃山台１丁３番28－110号
債務者　松村　広太
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
福岡県大牟田市八尻町３丁目56番地
債務者　野田　全三
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第１３号
福岡県大牟田市八尻町３丁目56番地
債務者　野田須美江
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第１４号
福岡県大牟田市八尻町３丁目56番地
債務者　野田　誠吾
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第７３号
熊本市中央区呉服町２丁目28番地２　シティーハウスアメダ204号
債務者　田代比砂子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２９号
北海道河西郡芽室町東７条１丁目３番地９
債務者　奥村　慎也
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第８号
福島県会津若松市北青木11番38号　エルヴィータ青木101号室、前住所福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字早稲沢539番地
債務者　小椋　恵美
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第４６４号
愛知県安城市三河安城本町１丁目15番地１　マイコート三河安城705
債務者　森川　真紀
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
愛知県安城市桜井町貝戸尻９番地２
債務者　神谷真知子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第４９７号
大阪府八尾市八尾木１丁目125番地の８
債務者　廣瀬　太一
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１０号
岡山県津山市神戸412番地10　さくらアパート１戸建て206号室、前住所岡山県津山市神戸173番地　さくらアパート２階10号室
債務者　光浪　　恵（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第３１２号
和歌山市船所195番地１　コーポカナヤ１－Ｂ
債務者　樫尾　尚志
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３１４号
和歌山県岩出市清水266番地の３
債務者　山東　佳余
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２４号
和歌山市次郎丸57番地　ネオハイツ次郎丸401号室
債務者　開發　麻子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係